

## 休日のまとめ取りへ！ 文科省「導入の手引き」策定

〈公立学校の教育職員における「休日のまとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制～導入の手引き～〉

文部科学省は、7月17日に公立学校の教員に休日のまとめ取りを可能とする1年単位の变形労働時間制についてその導入の手引きを公表した。

公立学校の教育職員における「休日のまとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制～導入の手引き～（全日教連要約・抜粋）

### 〈導入するための前提条件〉

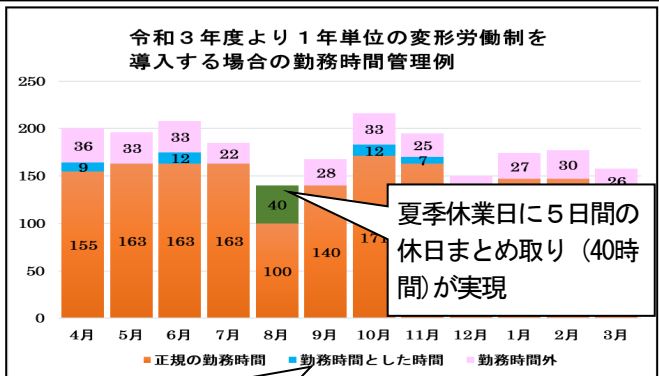
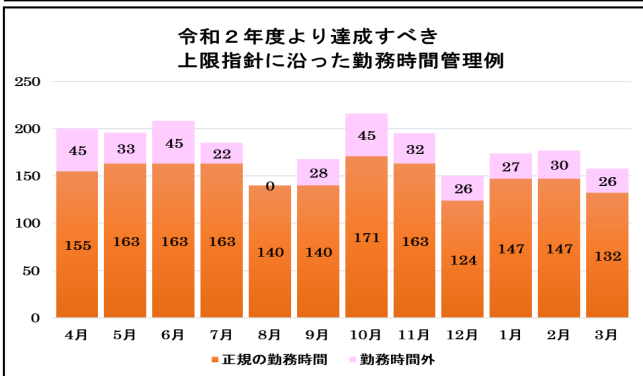
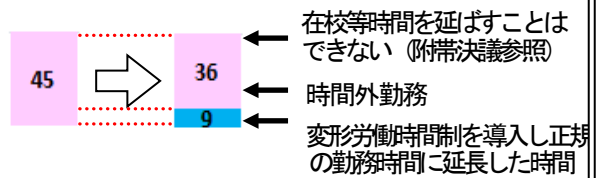
○時間外勤務の上限

月 42時間/年 320時間

Q. 1年単位の变形労働時間制を導入すると、時間外勤務はどのようになりますか？

A. 時間外勤務を正規の勤務時間に延長したと考えたとすると時間外勤務が減ることになります。時間外勤務の上限は指針で定められた月45時間/年360時間から月42時間/年320時間となります。（労働基準法に規定）

例えば下図の4月の時間外勤務45時間のうち9時間を正規の勤務時間として延長すると（右図参照）、この月の時間外勤務は36時間となります。これを6月、10月、11月でも行ったとすると在校等時間は変わらないままで5日間のまとめ取りが可能となります。



### 〈繁忙期の設定について〉

業務の繁忙な期間（特定期間）については、各学校の実情により決定できる。

この例では、4月の新年度準備期、6月の体育的行事や10月、11月の文化的行事の期間が繁忙期。

### 〈現場の不安を解消するための手立て〉

※附帯決議によって定められた事項（要約・抜粋）

- 勤務時間を延長した日に、これを理由に授業時間や部活動等の新たな業務を付加しない
- 画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等に配慮する
- 部活動、研修その他の長期休業時間等の業務量の縮減を図る
- 職員会議、研修等の業務については通常の正規の勤務時間内において行う
- 勤務時間の延長は、年度当初や学校行事等で業務量が多い時期に限定する

導入により仕事が増えることはない

個人で選択できる

※ 資料の詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください



全日教連は、学校における働き方改革に関連し、業務改善を進めたとしても様々な業務を勤務時間内に全て解決することは困難であるとして本制度導入及び条件整備を要望してきた。引き続き、あらゆる手段を講じて過労死ラインを超えて勤務する実状が改善されるよう学校における働き方改革を進めていかなければならない。

全日教連は今後、単位団体と連携して、本制度が各都道府県において導入されるように要望活動を展開していく。併せて、本制度を実効性あるものとし、学校における働き方改革を更に加速化するために、教職員定数の見直しやスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の専門人材の増員等について要望していく。